

令和３年度
水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会
信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会
議事録

令和３年５月２８日

新潟県自治会館 本館１階 講堂

ＷＥＢ会議併用

まえがき

令和３年度水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会（以下「流域治水協議会」という。）は、一部構成機関のＷＥＢ会議形式による出席により開催しました。

推進協議会及び流域治水協議会にて協議する内容については、構成する各機関から以下のとおり回答及び意見等がございました。

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

議事（１）信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会規約（改定案）

【意見・質問】

規約の改定案について会員から意見、質問はありませんでした。

【規約の承認】

規約（案）について、会員から異議がなかったため水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約の改定は承認されました。

議事（２）令和２年度 幹事会報告

【意見・質問】

報告内容について会員から意見、質問はありませんでした。

議事（３）信濃川下流大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の

これまでの取組

【意見・質問】

（北陸地方整備局）

見附市の避難インフルエンサーは、行政の方からどのように選任しているのか。

【回答】

（見附市）

地域から、地域で一番信頼を持っている方を推薦いただき、御本人の同意を得た上で選任する。行政から推薦するのではなく、地域から推薦をいただくのが大事。

議事（４）次期「信濃川下流域の減災に係る取組方針」について（提案）

【意見・質問】

取組方針の改定案について会員から意見、質問はありませんでした。

【取組方針の承認】

取組方針（案）について、会員から異議がなかったため信濃川下流域の減災に係る取組方針の改定は承認されました。

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会

議事（１）信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会規約（改定案）

【意見・質問】

規約の改定案について会員から意見、質問はありませんでした。

【規約の承認】

規約（案）について、会員から異議がなかったため信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会規約の改定は承認されました。

議事（２）信濃川水系流域治水プロジェクトのとりまとめ・公表

【意見・質問】

流域治水プロジェクトについて会員から意見、質問はありませんでした。

以上で議事は完了となります。

— 了 —